

滋賀大学情報処理センター(大津地区)  
センター管理物品貸出申請書

情報処理センター大津地区事務室の管理する物品について、下記の事項を遵守することを条件に、申請者に機器の借り出しを申請します。

## 遵守事項

- 貸出期間は1週間以内とする。  
(貸出希望者がいない場合は再度貸出可能であるが、その場合も申請書を提出のこと)
- 本体、付属部品、マニュアルなど借り出したものは全点返却のこと。
- 破損、紛失等の場合は弁済すること。
- 又貸しは認めない。
- 貸出有資格者は滋賀大学教職員とする。
- 消耗品は各自で用意すること。
- 貸出、返却は情報処理センター大津地区職員の確認を受けること。

情報処理センター(大津地区)副センター長 様

氏名 印 所属

緊急連絡先(電話)

■記入年月日 年 月 日

■貸出期間 年 月 日 より 年 月 日まで

■貸出物品


(センター記入)

受付日 年 月 日

返却日 年 月 日